

質問 伊藤ひでみつ

平成20年度予算案と行財政改革について

(1) 行財政改革について

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回は、平成20年度予算案と行財政改革に絞ってお伺いします。

このテーマは、すでに昨年12月議会において県政自民クラブを代表しての岩井先生をはじめ、多くの先生方、本日も渡辺先生より、同様の質問があり、それだけ本県の財政状況の厳しさが伺えます。

さて今議会に上程されました本県の平成20年度予算案は、一般会計7626億円で7年連続のマイナス予算となりました。歳入を見てみますと、県税収入は、2660億円と企業活動の好調による法人二税の増収は喜ばしいことですが、一方、消費に関連した税の減収により相殺され、19年度と同じとなりました。反面、地方交付税は1621億円と12億円の減、交付税は、わずか5年前の平成15年度には2014億円もあり、その差約400億円にもなっています。国庫支出金は498億円で41億円の減、20年度より創設されます「地方再生対策費」4000億円の本県への見込分として、28億円計上されたものの、20年度も積立基金からの繰入金286億円を計上、財源対策として活用可能な積立基金残高は20年度末見込みで、206億円となり、米びつの底が見え始めた状況です。21年度以降を考えても厳しい財政状況はまだまだ続いていくわけです。

次に歳出を見ますと、1兆2000億円を超える県債残高を反映して、公債費が1326億円と昨年より30億円も増額しており、平成元年度末時点の県債残高3266億円がうそのようです。19年間に1兆円近い借金が増えたこととなります。

この結果20年度決算では、実質公債費比率は、18.8%となる見込みであり、21年度から県債発行の際に国の許可が必要となる起債許可団体への転落が濃厚となります。これまでのところ都道府県では、全国で北海道、長野、兵庫、島根、18年度のみですが岡山県の5例のみとなっております。

また社会保障関係費が752億円で50億円の増額、団塊の世代の退職手当も241億円と40億円増など、義務的経費が大幅に増額しています。こうし

た傾向は、21年度以降も継続していきます。その上、今後予定される支出として、徳山ダム建設負担金の償還が、20年度は23億円ですが、これから23年間にわたって、毎年同額程度を支払っていかなければなりません。また徳山ダムの水を木曾川で使えるようにするための導水路事業の負担金も20年度は、7650万円が計上され、事業が完了する27年度までに総額約30億円の負担となる見込みです。さらに、24年ぎふ清流国体への整備費用、東海環状自動車道西回りルートの実業本格化に伴う今後の県負担総額約1300億円等々、果たして21年度以降どう予算を組めばいいのか、古田知事には、夜も眠れない心境かとお察し申し上げます。もちろん我々も責任ある立場に
いることは間違いありません。

この激しい状況をふまえて、平成18年3月30日に出された岐阜県行財政改革大綱では、19年度から22年度までの4年間で1400億円程度の対策が必要とわられています。前に述べましたように、今後の様々な負担を考える時、このペースでいいのか、それとも更なる厳しい行財政改革を進めなくてはならないのか、まずはじめに古田知事にお伺いします。

答弁 古田知事

まず、行財政改革について、お答え申し上げます。

大変熱のこもったご質問を頂きました。県の財政の状況につきまして深いご理解とそしてまた、色々なご提案を頂戴したところでございますが、まず岐阜県の行財政改革について従来のペースでいいのかどうかと、こういうことでございます。

ご指摘がありました様に、これまでのところ平成18年度から平成22年度までの5年間について行財政改革大綱を定めて、これを踏まえながら、予算編成をしておるということでございます。

しかしながら、さらに長期的に先を眺めてみますと、今後の財政運営、さらに厳しくなるということが予想されるわけでございます。

公債費につきましては、過去最高でありました平成19年度の1,296億円を上回って20年度当初予算で1,326億円ということでございますが、あと数年増え続けるということでございます。21年度以降についても、新規の県債

発行毎年920億円というふうに抑制した方針で貫いたといたしましても、21年度が1,351億円、22年度が1,355億円と、ここでピークを迎えるということになるわけでございます。

平成22年度でピークを迎えるということにつきましては、現行の行財政改革大綱の考え方に概ね沿ったものではございますが、公債費負担の割合を示します実質公債費比率は20年度末で18%を超えると、その後も上昇し続けると、こういうことではございました。決してそれが望ましい状況というわけではないわけでございます。

さらに、社会保障関係経費についてみますと、もっと大きく伸びが予想されるわけございまして、今年度の当初予算702億円、20年度当初予算752億円、さらに現行制度が維持されるという前提でございますが、平成23年度は815億円、平成27年度は923億円、さらに平成30年度には1,028億円ということで、かなりの勢いで伸びていくわけでございます。

この伸びをどのようにしてこなしていくのかということもこれから大いに考えなければならない課題であるわけでございます。

また退職手当でございますが、ここ数年、団塊の世代が一斉に退職時期を迎えたということで、21年度までその額が大幅に増加してまいります。私正直ここで一区切りかと思っておりましたがそうではありませんで、団塊の世代の子ども達が小学生になるときに教職員を大量に採用いたしておりました。これらの方々が次のフェーズで大量に退職期を迎えられるということでございまして、県の退職手当は平成27年度前後がピークということで、まだまだ増え続けると、こういうことではございます。

こうした義務的経費に加えまして、議員からも色々ご指摘がありました当面の予算の増も見込まれるわけございまして、必要な経費は次々と積み上がっていくわけございまして、一方で歳入確保に努力することも必要ではございますが、長期的にみて、さらに厳しい状況が続くというふうに考えたほうがいいのかということでございます。

今日の午前中にも申し上げましたけれども、そうした中で、長期構想の一環として、県財政につきましても、今後10年間の道筋と必要な指針について、併せて検討していくことといたしております。

その際、限られた自由度の中で、聖域なく歳出予算を見直す一方で、様々な角度から歳入確保策を講じるという姿勢で、県議会ははじめ、県民の皆様と大いに議論を深めながら、長期の財政運営の方向性を見出していきたいというふうに考えております。

質問 伊藤ひでみつ

平成20年度予算案と行財政改革について

(2) 地方財政対策にかかる政府への働きかけについて

私はこうした財政の危機的な状況を知れば知るほど、先般の大阪府知事選で38才全国最年少知事となった橋下知事の顔が浮かんでまいります。橋下知事の2月6日就任会見を見て、厳しい口調ながらも大阪を何とか元気にしていきたいという熱い思いに感動しました。5兆円という莫大な借入金残高を抱える大阪府に財政非常事態宣言を出し、府庁職員に破産会社の従業員としての意識と本当に大阪を変えたいという意気込みのある職員とは、本当に死ぬ気で一緒になって汗をかいていきたいと言われました。しかし、大阪を変えたいという意気込みのない職員の方々には、この府庁から去って頂きたいと言ってみえました。弁護士として多くの民間会社の破産管財の業務を体験してきただけに、とても説得力がある言葉だと思います。まさに岐阜県にも言えることだと思います。

さて、こうした厳しい財政状況は、大阪府や岐阜県ばかりでなく、多くの自治体が苦しんでいます。それでは何がこうした状況を作り上げたのか、いくつかの本を読んで大きく二つの理由があることを知りました。

その理由の一つは、バブル崩壊後の1990年代に景気浮揚策として、政府が自治体に進めさせた地方単独事業です。1980年代後半から、経済摩擦や円高問題を契機に日本の内需拡大を求める国際的な圧力が強まり、米国との日米構造協議で630兆円にもものぼる公共投資を約束した政府は、地方債の発行において優遇措置を施す代わりに地方単独事業をあおったのです。そして、その事業費を捻出するために推奨されたのが、「地域総合整備事業債」通称「地総債」でした。

当時、自治体関係者の間で隠れたベストセラーとなった本があります。ポケットサイズの「地方単独事業事例集」です。その中で最も多く紹介されていた財源が、地総債です。その本の最初に紹介されているのは「ふるさとづくり事業」でその事業例を見ますと、体育館、総合運動場、総合文化センター、歴史文化伝承館、コンサートホールなど、まさに代表的なハコモノばかりです。

財政措置については、事業の75%が地総債、残り25%が一般財源となっていますが、地総債部分については、後に地方交付税によって「30～55%」が賄われると説明されています。とりあえず自治体が持ち出すのは、事業費の25%だけでいいというわけです。本県も梶原前知事時代に、この地総債でハコモノをどんどん建てていったものと思います。

昨年3月に600億円もの負債を抱えて、財政再建団体となり、事実上倒産した夕張市は、地総債の上に、過疎債も受けていました。夕張市が実質的には赤字決算を続けながらも、観光事業に次々と追加投資ができ、有利な条件で資金調達できたのも、この過疎債のおかげですが、そのせいで採算の見通しが甘くなり、財政の悪化に拍車がかかった、ともいえます。

国もその夕張市の背中を押し続け、地域づくりに関する自治大臣表彰を平成2年3月に授与しました。信じられないような話です。

第2の理由は、小泉内閣が平成16年から平成18年にかけてすすめた三位一体改革です。これは、地方自治体の側から見たら、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税を含む改革により、地方の自己決定権を強めるという、分権改革の重要な一環としての税財源改革を意味していましたが、実際は、地方構造改革でした。そのねらいは、国の三大、歳出分野である社会保障、公共事業と並んで、地方への支出つまり地方交付税、国庫補助負担金を削減することによって、国の財政再建をすすめることです。この結果、地域の再生どころか地域の崩壊を推進するものとなってしまいました。いつも知事が触れられるように地方自治体への税源移譲は、3兆円行われたものの、4.1兆円の国庫補助負担金が廃止、縮減、また5.1兆円の地方交付税が大幅に削減されており、税収に大きな伸びの期待ができない大都市以外の地方自治体では、大変厳しい財政運営を強いられています。このように地方財政の赤字は、国の政策に翻弄された結果ではないかと思われれます。何の為の地

総債、何の為の三位一体改革だったのかと思わざるをえません。

本来、地方財政計画と地方交付税制度は、日本という国のかたちを決定づけているといっても過言ではありません。なぜなら、これらの地方財政制度が機能しているかぎり、国民はどのような地域に住もうとも、標準的な行政サービスを享受することができるからです。福祉であれ教育であれ、一定の差異がありつつも、どの自治体においても同様のサービスを受けることができることを保障しているのも、このような地方財政制度に他なりません。それによって、我々は行政サービス格差のない社会に暮らしており、その結果として国民全体としての社会統合がはかられているわけです。

しかし近年地方財政計画も6年連続減少し、地方交付税が持っていた基準財政需要額と基準財政収入額の差を補てんするという地方財源保障機能も失われたわけです。その結果、自治体間格差の増大をうみました。

たとえば、東京都の一人当たりの県民所得を100とすると、平成8年の全国平均は74.5でした。平成18年には、それが65.3となり、完全に東京一人勝ちの様相です。その上、財務省の財政制度審議会においては、今後も従来の国が地方の収支尻の面倒をみるという、いわゆる「財源保障型」の制度を将来的に見直し、簡素で透明な算定方式による地方公共団体間の財政調整に限定し、それぞれの団体の自己責任と自己努力を基本とするいわゆる「自立支援型」の制度に切り替えていく必要があると話し合われています。

こうした厳しい政府の市場主義的な改革が進めば、ますます格差は拡大すると思います。その考えに危機感を持った地方六団体は、政府に対し、昨年11月19日には、平成20年度、地方財政対策について決議を行い、地方交付税の財源保障、調整機能を回復し、地域間格差の是正を早期に図るため地方交付税総額の復元、増額を要請しました。これに対して政府は、特別枠としての「地方再生対策費」の創設で4000億円、一般財源も交付団体ベースで約6000億円増額することとし、4年間続いた地方交付税削減の流れに歯止めをかけることができましたが、今後とも住民生活が守られるよう、社会保障関係経費の増大、地域活性化のための単独事業費といった財政需要を地方財政計画に適切に反映すべきであり、このことを通じて地方交付税を充実し、その機能の回復を図ることをその決議で政府に強く求めています。

以前よく耳にした闘う知事会ではありませんが、多くの県が求めている、地方交付税の回復や消費税と地方法人二税の税源交換を強く求めていく必要があると思いますが、そのためにも、今から21年度予算に向けて、そうした点も含め、地方六団体とどのように結束し、政府に働きかけていかれるのか、知事にお伺いします。

答弁 古田知事

地方財政対策にかかる政府への働きかけについてのご質問がございました。

大変懐かしい、私自身も関わっておりました日米構造協議630兆円というところから話が始まったわけですが、三位一体の話もされましたが、理想とするところ、目指すところ、あるいはかけ声と現実のギャップは常にあるわけですが、政策論だけではなく、政治力学についても冷静な目で、それぞれの言葉について見極めていくことが、改めて必要ではないかと思う次第でございます。

まず、平成20年度の地方財政対策でございますが、ご指摘ありましたとおり、地方交付税総額が対前年比1.3%の増でございます。また、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額は2.3%増ということで、平成15年度以来の増額になったということ、それから地方再生対策費を新設したことなど、国税5税の伸びが鈍化する中で、一定の努力がなされたということで、私はこれは評価していいのではないかと考えております。

ただ、一定の努力でございまして、この結果、例えば岐阜県にどういうふうにし益されるかということをお申し上げますと、新設された地方再生対策費の影響額は28億円ということでございまして、7,626億円の県の一般会計の中で、28億円が今回の一連の議論の成果であると、こういうことでございます。

また、20年度の税制改正におきましては、地方税収の偏在是正が最大の議論でございました。結果的には、法人事業税の一部を地方法人特別税とした上で、人口と従業員数を基準に地方法人特別譲与税ということで、都道府県に配分されることになったわけでございます。地方六団体が主張しておりました地方消費税を充実させる「税源交換」といったことは、ただちには実現

されなかったわけですが、与党の税制改正大綱の中で、消費税を含む税体系の抜本的改革に当たって、地方消費税を充実し、税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系を構築していくと、こういう方向性が、一般論でございまして打ち出されたということで、ようやく税の本格的議論について、一歩を踏み出したということでございます。

この偏在是正効果がどれほどのものかということでございますが、平年度ベース、この制度は実質的に平年度ベースで私どもひびきますのは、平成22年度予算からでございますが、20年度予算はほとんど計算に入らないわけでございますが、22年度になった時点で総務省の試算によりますと、岐阜県の場合99億円程度頂けるということでございますが、この99億円の75%が地方交付税の算定上、基準財政収入額にカウントされますので、結局、純増は25億円ということでございますから、今年地方再生対策費で28億円、そして22年度になってようやく純増25億円と、これが今回の一連の大きな議論の結果であるわけでございます。

先程来、今後の社会保障関係経費その他の大幅な増加傾向を考えますと、これらの対策では、とても十分だとは言えないわけございまして、ほんの一歩を踏み出したと、いうことでございます。全国どの県知事と話をしましても、大変それぞれに財源に、財政に苦労しておられるわけでございますが、改めて税収や地方交付税などの一般財源総額をどのように確保していくかということについて、本格的な財源論議をしていくことが不可欠であるということでございます。

こうした中で、全国知事会としては、新たな検討組織として、この1月に「地方財政の展望と地方消費税特別委員会」というものを設置してございまして、私もそのメンバーになっておるわけでございますが、その中で地方税財政の将来見通し、社会保障関係経費の動向、地方消費税の用途等にかかる検討、消費税の充実の必要性、その前提となる行財政改革のあり方等々、本格的な議論を進めていくことになってございまして、今年の7月にとりあえず中間とりまとめということでございまして、これを踏まえて国に対していろいろと働きかけをしていこうということでございます。

地方全体の危機意識を共有して、こうした取り組みを通じて努力をしている

ということをございまして、今後とも知事会、さらには六団体と連携しながら、国に対して強く働きかけていきたいということをございます。

質問 伊藤ひでみつ

平成20年度予算案と行財政改革について

(3) 財政健全化法における各種指標の見込みについて

次に、昨年6月15日に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」略称、健全化法についてお伺いします。この法律が施行されると、現行の地方財政再建促進特別措置法は廃止されることとなります。健全化法は、再建する団体のみを対象にするのではなく、全ての団体について4つの財政指標を算定のうえ公表し、財政状況をわかりやすく、端的に公表していくこととしています。さらに再建団体という最終的な段階のみならず、その前に自主的に健全化を図る予防的段階を設けている点で、現行再建法と大きく異なります。この健全化法の基本的な考え方は、今後の地方分権の推進も念頭におき、従来にも増して、議会、住民によるチェック機能を発揮し、地方公共団体の財政規律の強化を図ることにあります。

財政の健全化を判断する四つの指標は、第1が「実質赤字比率」で普通会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率、第2が連結実質赤字比率で、普通会計のみならず公営企業等、当該団体のすべての会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率です。第3が実質公債費比率で、公債費及び公債費に準じた経費の割合を示す指標です。第4には将来負担比率で、公営企業、出資法人等を含めて、普通会計の実質的な負債残高の指標です。このなかで連結実質赤字比率と将来負担比率が新たに導入された指標です。普通会計以外の公営企業会計等当該団体に大きな赤字があっても現行再建法ではなんらとがめたてする仕組みになっていなかった点が改まりました。

これに基づいて、指標の公表を19年度決算から、また財政健全化計画の策定を20年度決算から適用されることになっています。健全化判断の基準として、3つに分けられ、健全な段階の基準と自主的に改善努力する早期健全化基準、それに国等の関与による確実な再生を命じる財政再生基準の3段階です。ここでその都道府県における早期健全化基準の指標を述べますと実質赤字比率が3.75%、連結実質赤字比率が8.75%、実質公債費比率が

25%、将来負担比率が400%となっています。もちろん財政再生基準においても、それぞれ指標がありますが、そこで総務部長にお伺いします。健全化法では指標の公表は、19年度決算からとなっていますが、本県のこの健全化法における現時点での各種指標の見込みは、どのような状況かをお伺いします。

答弁 総務部長

財政健全化法における各種指標の見込みでございますが、財政健全化法は、地方公共団体の財政破綻を防ぐために、破綻に至る前の段階で早期是正ができる仕組みを整えたものであります。具体的には、財政の健全性に関する指標を公表し、その程度に応じて、地方公共団体が早期健全化あるいは財政の再生を図るための計画を策定するというものでございます。

これらの指標につきましては、平成19年度決算に基づくものから実施することとなっております。監査委員の審査に付したうえで議会にも報告させていただき、公表することとなります。

公表する指標は、ご質問にありましたとおり4つの比率でございますが、直近の平成18年度決算数値を用い、試算をいたしましたところ、いずれも、財政健全化団体や財政再生団体に至るような数値とはなっておりません。

今後とも厳しい財政状況が続く中で、これらの指標も含め本県の財政状況に関する情報公開などに引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

質問 伊藤ひでみつ

平成20年度予算案と行財政改革について

(4)人件費について

さて財政の健全化とは、「入るをはかって出ざるをせいす」の言葉どおり、どのように歳入を増やし、歳出を減らしていくかということだと思えます。

まず歳出面で最も多くを占める人件費と公債費について考えてみたいとも思えます。

この問題は、大変シビアな問題で、裏金問題で毎月返済されている県幹部の方々を前にして、大変言いにくい面もありますが、あえて言わせていただきます。夏や冬のボーナス時期になりますと、公務員のボーナス支給がニュースで取り上げられ、平均年齢何歳でいくらという報道がされます。その度に多くの市民の方から「公務員はいいなあ、ようけもらって」と言われます。私もその一人かもしれませんが、私も小さな会社を経営していますので、あのテレビを社員が見ていると辛いものを感じます。企業はやはり利益が上がらないと出せないのがボーナスで借金をしてまでボーナスを払うことはなかなか出来ません。ただ、公務員給与は、人事院によって従業員 50 人以上の民間企業との比較をしつつ、公平感を保っているようですが、ここに持ってまいりました岐阜県経営者協会発刊の賃金資料を見ますと、確かに毎月の平均給与はほぼ同額のように見えますが、昨年末のボーナスを見ますと、岐阜県職員では平均年齢 42.9 歳で 93 万円に対し、平均年齢 38.1 歳で 51 万 8000 円と調査ベースが何か違うのか、大きく開いており、業種、地域によっては更に大きく開いております。関係の経営者の方々から、私もお批判を受けているところです。県内には、中小零細企業の方が圧倒的に多いわけで、先程言いましたように県民感情からすると、県債残高や公債費の額を考えた場合、破産状態にある企業と同じではないかと、言われても仕方のないところです。そうした企業では、給与は何とか出しても、ボーナスとか退職金は出ないのが普通ではと、これまた厳しいご批判を受けているところです。さて、私ども議員もこうした財政状況の中、昨年の選挙では 3 人の定数削減となりましたし、現在我々 46 名の議員が月 5 万円年間 60 万円のカットをしています。この制度はすでに 5 年目を迎えています。同様に、知事は 6 万円、2 名の副知事は 5 万円の報酬カットとなっています。まさに「隗よりはじめよ」です。

しかし、人数的には 49 名であり、金額の高い低いはともかく、気持ちの問題として、全職員が後に続くことで、不祥事の後だけに県民との相互信頼も生まれるのではと思います。

さて総務省が出しています、平成 18 年の地方公務員給与の実態調査結果の概要を見ますと、17 年度において、給料表の是正等、給料の水準是正のための措置を講じた団体は、延べ 1015 団体、また諸手当や退職手当の是正

を行った団体は、1573 団体となっています。

また平成 18 年 4 月 1 日現在で給与の削減措置を実施している自治体の状況は、1890 団体中、1149 団体、約 60.8%が独自の給与削減措置を実施し、年額 1656 億円を削減しました。

ちなみに、一般職の削減率は北海道が 10%、島根県では(10~6%)となっています。香川県(9~3%)愛媛県(8~3.5%)県民所得が岐阜県より高い富山県でも(5~3%)など約 23 県で何らかの削減策を講じています。

本県でも平成 18 年 3 月 30 日に出された岐阜県行財政改革大綱の中で具体的な取り組みとして人員削減の他に給与構造改革の推進、退職手当や特殊勤務手当などの見直しもうたわれています。

先頃の新聞報道によりますと、知事も平成 21 年度予算について、更に知恵と工夫が必要と「背水の陣」の決意と述べられています。先の 23 県と同様、せめて公債費がピークに達する 2 年間とか国体までとか、現在の財政状況からして、人件費についても、何らかの対応をせざるをえないのではと思いますが、どのようにお考えか、総務部長にお伺いします。

答弁 総務部長

人件費の縮減について、お答えいたします。

人件費は歳出予算の約32パーセントを占める大きなものでございまして、行財政改革を進めるに当たって、人件費の縮減は大きな課題でございます。

このため、現在行財政改革大綱に基づく定員削減を進めており、平成19年度には208名、約15億円の削減、平成20年度には286名、約21億円の削減を見込んでおります。

また、平成18年4月から行政職職員の給料月額につきましては、平均5.2%の引き下げという構造改革を行っております。

本県における県民10万人当たりの一般行政部門の職員数は、政令指定都市が所在する府県及び東京都を除きますと、職員は少ない方から3位となっておりますし、国の平均給与額と比較した地方公務員の給与水準の指標につきましても、全国水準からは、低い方から17位でございます。

本県の財政状況が益々厳しさを増す中であって、歳出につきましては、人

件費も含め、引き続き聖域を設けることなく見直しを行ってまいりたいと考えております。

質問 伊藤ひでみつ

平成20年度予算案と行財政改革について

(5) 公的資金の補償金免除繰上償還について

次に公債費についてお伺いします。

平成19年8月9日に公債費負担の軽減対策として、19年度の実施要綱等についての通知が各都道府県知事と各指定都市市長にされました。

これは、公債費負担の軽減対策として、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営、健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方団体を対象に、19年度から3年間で5兆円規模の公的資金、つまり旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還等を行うことにしています。

実施要綱では、年利5%以上の今述べました3つの資金の繰上償還については、別途定める財政健全化計画または公営企業経営、健全化計画の内容が当該地方公共団体の行財政改革に相当程度資するものと認められる場合となっています。別途いわれるように、いろいろと細かい規定があると思いますが、少しでも公債費が減るということであれば、この政策には対応すべきだと思いますが、どのようにこの公的資金補償金免除繰上償還制度に対応していただけるのか、総務部長にお伺いします。

答弁 総務部長

公的資金の補償金免除繰上償還について、お答えいたします。

この制度は、金利の高い地方債の公債費負担を軽減するため、一定の要件のもとに、本来必要な補償金なしで地方債の繰上償還が認められるというものでございます。

この要件に当てはめてみますと、本県では、一般会計の場合、年利7%以上のもの、病院事業会計の場合、年利6%以上、流域下水道特別会計の場合、年利5%以上の地方債が今回の対象として認められることとなります。

しかしながら、補償金免除による繰上償還を行った場合には、その対象とな

った事業について3年間、新規貸付が停止されるというデメリットもあり、今回繰上償還した場合の利子負担軽減の効果と新規貸付が停止された場合の影響、両方を比較検証した上で、繰上償還によるメリットの方が大きい、病院事業会計、流域下水道特別会計について、繰上償還を行う方向で国と調整しております。

質問 伊藤ひでみつ

平成20年度予算案と行財政改革について

(6)滞納額残高と徴収率向上の取り組みについて

次に、1 バレルあたり 100 ドルとなった原油価格は、すぐにガソリン価格に影響してきます。昨年同時期とは、20%アップになったものと思われます。そして水道光熱費といったエネルギー費用にも跳ね返ってきます。県庁には高燃費の高級車をはじめ多くの公用車があることから、アイドリングストップやタイヤ空気圧の調整などのエコドライブの徹底や、節水、節電など省エネに対する細かい配慮も歳出抑制の一つと考えます。なお一層のご努力を要望しておきます。

次に歳入をどのように増やしていくかということですが、行財政改革大綱にもうたわれておりますが、まず第 1 には県税収入の確保であります。特に年間 25 億円ともいわれる滞納額の縮減につとめて、徴収率の向上をはかり、正直者がバカをみることのないよう負担の公平と財源確保を図るべきだと思えます。そこで現在の滞納額の残高と徴収率向上の取り組みについて総務部長にお伺いします。

答弁 総務部長

現在の県税の滞納額の残高と徴収率向上の取組でございますが、平成18年度末県税の滞納額は、69億円余となっております。その中では、個人県民税が40%、約28億円と最も多く、次いで自動車税が26%、約18億円となっており、これら税目の滞納額の縮減が重要となっております。

個人県民税につきましては、税源移譲により今後ますます県税の中での重

要性が高まっていくと考えられます。この対策といたしましては、先ほど答弁いたしましたことと重複いたしますが、県と市町村とが連携、協力しながら県において直接徴収を行う体制を平成17年度から整え、税収の確保を図っており、その効果も、先ほど答弁したとおり出ているところでございます。

また、自動車税につきましても、本年度から4つの県税事務所に自動車税の滞納整理を専門に行う非常勤職員を配置し、また、先ほど答弁しましたけれども、コンビニエンスストアでも納税できるよう利便性の向上も図っております。

県では、財産調査、差押えを中心とした滞納整理を進めておるところでございますが、今後とも、悪質な滞納者に対しましては厳しい姿勢で臨むこととし、納期限内に納付いただいている大多数の方々との負担の公平を図るため、徴収の強化を図ってまいります。

質問 伊藤ひでみつ

平成20年度予算案と行財政改革について

(7) 広告収入について

次に、本県でも一部導入されているところもありますが、公共施設や各種印刷物、ホームページ等を広告媒体として提供する広告事業の拡大についてお伺いします。先日「財源は自ら稼ぐ」という横浜市広告事業推進の担当部署より発行された本を読みました。ここに持ってきましたが「横浜市広告事業のチャレンジ」と副題のついたこの本には、広告事業の実例が盛りだくさんに入っていました。横浜市といえば、平成14年に政令指定都市、史上最年少の32歳で松下政経塾卒の中田宏市長が就任し、その手腕は、いろいろな本で紹介されています。(もちろん大都会横浜とは同じにはいかないと思いますが)市職員の提案で始まった、この広告事業は、平成15年度検討テーマである「足りないなら稼げばいいじゃないか」という単純な動機で集まったメンバー7名でスタートしました。

例えば、広告印刷物として、納税通知書送付用封筒、広報よこはま、道路施設に広告フラッグ、広告付バス停留所、広告付玄関マット、庁舎区役所で

の広告掲示板、図書貸出票、給与明細書、水道料金通知書送付用封筒等で、その結果、広告収入は、平成16年7100万円、17年9300万円、18年1億3660万円の収益がありました。その上ネーミングライツと言って、日本語では、施設命名権と訳されますが、相当の対価を払ってスタジアムやホール等の施設に企業名や商品ブランド名を名づける権利のことを言います。

サッカーのワールドカップの決勝戦が行われた横浜国際総合競技場が、平成17年度、このネーミングライツとして、日産スタジアムと変更、契約金額4億7000万円を特定財源とし歳入に計上することに成功しました。

このネーミングライツに、私は今年J2に昇格したFC岐阜の長良川陸上競技場も一つのチャンスではあると思います。そこで総務部長にお伺いします。現在どの程度の広告収入があるのか、そして今後ネーミングライツを含め広告収入をはかるためにも、横浜市のように広告収入の研究のためのプロジェクトチームの立ち上げも一つの手段だと思いますが、どのようにお考えかをお聞かせ下さい。

最後になりますが、知事がよく話される県民の目線になって、また大阪府知事ではありませんが、死ぬ気で汗をかく気持ちになって、議会も行政も全員同じ思いで県民の幸せの為に、この財政危機に取り組んでいかなければならないと思います。職員のみなさんには耳の痛い話もあったかと思いますが、県民の声を代弁しつつ、平成20年度予算案と行財政改革について、いくつかのご提案を申し上げました。知事はじめ総務部長の誠意ある答弁を期待し、質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

答弁 総務部長

広告収入について、お答えいたします。

本県における広告収入の現状は、岐阜県の公式ホームページ上の広告、広報誌「くらしと県政」への広告、自動車税の定期納税通知書への広告で、19年度は年間概ね600万円程度を見込んでおります。

議員ご提案の新たな広告収入につきましては、歳入確保対策の一環として、その拡充に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、ネーミングライツに関しましては、県民の皆様の愛着のある公共施設の名称が企業広告として利用されることに抵抗を感じられる方もおられ、賛否両論の意見があると聞いております。

そのため、こうした新たな広告収入の導入につきましては、各界各層の皆様から幅広く意見をお伺いしながら、検討してまいりたいと考えております。